

2019年3月29日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

株式会社東北ロイヤルパークホテル
取締役社長 原 一史



回答書

拝復 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成30年9月28日付けネットとうほく2017(検)第3号-3(以下「本件文書」という)にてご照会のありました事項に関しまして、以下のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

1. 本件文書第1について

1【申入れ事項1】について

ご結婚披露宴規約を変更することといたしました(なお、その他の点と併せて、2019年5月20日に変更することを予定しております)。添付の同規約第6条をご参照ください。

2【申入れ事項2】について

ご結婚披露宴規約を変更することといたしました。添付の同規約第6条に記載の表中「7披露宴当日」をご参照ください。

2. 本件文書第2について

取消料は、ご結婚披露宴規約第6条に記載のとおり、室料の54%及び実質的損害のみをご請求することといたしました。なお、室料の54%は、一度予約を承った『枠』について再販売することができないことによる逸失利益に相当する金額であり、これを取消料の一部としても平均的な損害を超過しないと考えております。

3. 本件文書第3について

ご結婚披露宴規約を変更することといたしました。添付の同規約第2条及び第6条をご参照ください。

4. 本件文書第4について

ご照会のサービス料につきましては、以下のとおり考えております。

弊社としましては、サービス料は、「料理代、飲食代及び室料の各利益の上乗せ」では

なく、サービスの提供という独立した役務提供の対価として考えております。2018年6月18日付け「回答書」第3項に記載させていただきましたとおり、平均的な損害には「一度予約を承った『枠』について再販売することができないことによる逸失利益」も含まれる、サービス料についていえば『枠』におけるサービスを再販売することができないことによる逸失利益も含まれると考えております。

すなわち、キャンセルされた披露宴が開催される予定であった枠を再販売できなかった場合や、再販売できたとしても廉価な用途での販売しかできなかった場合には、当該枠で得るはずであった収益が逸失利益として発生しており、これが平均的な損害に含まれるのであり、このような理解は、サービス料金がサービス提供の対価であると理解しても変わりないと考えております。

なお、ご指摘のモデル約款においては、解約料金の算定にあたり参照される見積額からサービス料が控除されておりますものの、モデル約款においても、解約料に係る平均的な損害額については、「解約料金は各事業者が算出した平均的な損害額を根拠とする」と注記されており、サービス料を含めて解約料金を算定することも、一概に禁じられているものではないと考えております。

以上

ご結婚披露宴規約

この度は、ご両家の晴れのご婚儀のご用命を賜り誠にありがとうございます。

当ホテルではご結婚披露宴のご契約および宴会場のご利用について、以下の通り定めております。必ずご一読の上、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 1.ご契約の成立 ご予約金 5 万円のご入金とホテルが定めた「ご結婚式・ご披露宴契約書」に必要事項をご記入いただき、その内容をホテルが確認のうえ、応諾の意思表示をした時をもってご契約とさせていただきます。ご予約金の取扱いは下記「2. お支払い」に定めております。
- 2.お支払い 前記「1.ご契約の成立」にてご入金いただいたご予約金 5 万円の他、最終打合せ終了後にお客様が了承された見積金額を、ご披露宴当日の 5 日前までにお振込みにてお支払いください。当該見積金額を期限までにお支払いいただけない場合、ご契約を解約させていただく場合がございます。ご披露宴終了後に確定するご請求金額に対し、ご披露宴当日の 5 日前までにお支払いいただいた金額とご予約金を合わせた金額の過不足について、ご披露宴終了後にお振込みにて精算させていただきます。
- 3.ご披露宴時間と追加室料 ご披露宴等の会場の開場から会場の閉場まで（以下、「会場使用時間」と言います。）のご宴会時間は所定の室料をお支払いいただけます。会場使用時間を超過した場合は、それに応じて所定の追加料金を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に及びられない場合もございますので予めご了承ください。
- 4.お打合せ ご披露宴等の内容については、事前にお打合せください。また、最終のお打合せは、ご披露宴等開催日の 2 週間前までにホテルの担当者とお済ませください。
- 5.ご出席人数の変更 お料理等をご用意する人数のご変更はご披露宴当日の 3 日前の 19 時までにウェディングサロンにお電話にてお知らせください。なお、ウェディングサロンが定休日の場合にはホテル代表にお電話にてお知らせください。それ以降に人数が減少した場合は「6.ご披露宴の取消料」に記載の取消料を頂戴いたします。
- 6.ご披露宴の取消料 すでにご契約いただきましたご披露宴のお取り消しまたは日程を変更される場合は下記の取消料を頂戴いたします。また、後記「9.ご契約締結の拒否・解約」の場合も同様といたします。

	取消料金
取消期日	
1 申込日の5日後から披露宴当日の365日前まで	ホテルに生じた損害額を請求いたします。但し、ご予約金額を上限といたします。
2 披露宴当日の364日前から180日前まで	室料の20%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。
3 披露宴当日の179日前から90日前まで	室料の40%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。
4 披露宴当日の89日前から30日前まで	室料の50%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。
5 披露宴当日の29日前から15日前まで	室料の54%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。
6 披露宴当日の14日前から披露宴前日まで	室料の54%、料理の100%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。
7 披露宴当日	室料の54%、料理の100%、その他ホテルに生じた損害額を請求いたします。

※ 上記の「ホテルに生じた損害額」には、サービス料が含まれます。

※ 披露宴の内容が未確定の場合、その時点の最新の見積書が基準となります。

※ 日程変更につきましても上記に準じますが、日程変更の通知を受けてから 60 日以内に新たに変更する日程を確定される場合は、実費以外の取消料は免除させていただきます。但し、再度お取消しの場合は当初の取消料と合算して、一括にて請求させていただきます。

※ 取消料および日程変更料が発生する場合、ご予約金額を取消料および日程変更料に充当させていただきます。

- 7.装飾・余興等の手配 ご披露宴に関する装飾・音楽・余興等につきましては、ホテルよりホテルの契約会社へ手配させていただきます。余興の際、高音を発する楽器・機器(エレキギター・トランペット・フルバンド・太鼓等)の使用は防音の関係上お断りいたします。ホテルの了解のもとにお客様がホテルの契約会社以外に直接依頼される場合は、装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出、または看板等のサイズ、取り付け方法、場所等について、ホテルの美観・導線等を考慮し、ホテルの指示に従い行っていただくよう手配会社の方々に案内させていただきます。尚、ホテル係員の立会いが必要な場合、別途立会い人件費を頂戴いたします。
- 8.施設内の事故・盗難等 お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）およびお客様が直接依頼された手配会社様は、ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷しないようご注意ください。損傷等の損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますのでそれに合わせて速やかに修理をしていただくか、損害賠償金をご負担いただけます。尚、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いませんので十分ご注意ください。
- 9.ご契約締結の拒否・解約 次に掲げる場合においては、ご契約を拒否または解除することがあります。
 - (1) ご披露宴に出席されるお客様が、ご結婚披露宴規約（＝本規約）、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) ご披露宴に出席されるお客様が、他のお客様に迷惑を及ぼす行為をしたときまたは迷惑を及ぼす恐れがある場合
 - (3) ご披露宴に出席されるお客様が、当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) お申込みもしくはお打合せ等の際に、虚偽の事実を申告し、もしくは重要な事実を申告しなかった場合、その

他 宴会場のご利用が不相当であるとホテル側が判断した場合。

次に掲げる場合においては、ご契約を拒否または解除いたします。

(1) 暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者。

(2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者。

10.禁止事項

当ホテルの施設利用規則のご遵守をお願いいたします。この規則を遵守いただけない場合は、ホテルの利用をお断り申し上げます。

11.その他

(1) 本規則は予告することなく変更することがあります。

(2) 当ホテルは施設および景観の保全・維持管理などに伴い建物・植栽・館内の装飾品・器具・備品類等を予告なく変更する場合がございます。

(3) 個人情報保護法に基づき、参列者等（ご新郎・ご新婦のご両親含む）の個人情報をホテルに提供いただく場合、口頭で結構ですので参列者等（情報主体者）に事前に了承を得いただきますようお願い申し上げます。プライバシーポリシーは当ホテルホームページよりご確認くださいませ。

(4) 当ホテルは所定の料金以外、お心付けなど一切ご辞退申し上げます。

制定日：2019年5月20日

株式会社東北ロイヤルパークホテル